

市からの連絡帳



8月は、市・都民税普通徴収第2期の納期です。納付には、便利な口座振替を。
納税課 ☎(☎460 - 9831)

税

公的年金等から算出される市民税・都民税の納付をお忘れなく

◆年金受給者で、市民税・都民税が課税される方

10月支給の公的年金等から市民税・都民税の特別徴収(引き落とし)が開始されます(年金特徴)

これに伴い、年金受給者の方の市民税・都民税の納付方法が下記のとおり変わります。

年金特徴対象の方

「納税通知書」をすでに送付しています(3ページ下段に引き落とされる金額を記載してあります)

公的年金等から算出される市民税・都民税の納付方法

年金特徴の対象となる65歳以上の方...上半期は普通徴収(第1期、第2期) 下半期は年金特徴

65歳未満の方...年金特徴の対象とならない方...普通徴収

給与からの特別徴収と公的年金収入のある方...年金特徴の開始により、公的年金から算出される市民税・都民税は給与から特別徴収できないため、65歳以上・未満の方も公的年金等から算出される市民税・都民税は、「納税通知書」での納付になります。

公的年金等から算出される市民税・都民税の普通徴収分について、納め忘れのないよう、ご注意ください。

◆年金特徴の対象となる65歳以上の方

初年度(平成21年度)は、公的年金等から算出される市民税・都民税は、送付した納税通知書で上半期は普通徴収(第1期・第2期)により納付していただきます。公的年金等から算出される市民税・都民税の普通徴収分について、納め忘れのないよう、ご注意ください。

なお、次年度以降も年金特徴の対象となる方は、次年度以降普通徴収はなくなり、上半期も年金特徴となります。

◆65歳未満の方...年金特徴の対象とならない方

公的年金等から算出される市民税・都民税はすべて普通徴収となります。

納期限(21年度)	年金特徴となる65歳以上の方	65歳未満の方、年金特徴の対象とならない方
第1期(6月30日)	普通徴収	普通徴収
第2期(8月31日)	普通徴収	普通徴収
第3期(11月2日)	なし	普通徴収
第4期(2月1日)	なし	普通徴収

公的年金収入のみの方が、普通徴

収により納めていただく納期限は上記のとおりです。

いずれも詳しくは、納税通知書の3ページをご覧ください。
市民税課 ☎(☎460 - 9827・9828)

年金・国保

年金記録確認地方第三者委員会への申し立ては社会保険事務所で受付

年金記録の訂正に関し、公正な判断を示すため、年金記録確認東京地方第三者委員会が設置されています。

年金記録確認東京地方第三者委員会への申し立てについては、まず、社会保険事務所で自身の年金記録を確認する必要があります。その結果、社会保険事務所からの回答に異議のある場合は、年金記録確認東京地方第三者委員会に審査の申し立てをすることができます。

なお、この申し立ては最寄りの社会保険事務所で受け付けています。

☎武蔵野社会保険事務所 (☎0422 - 56 - 1411)

健康年金課 ☎(☎460 - 9825)

「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

～8月1日に見直しました～

後期高齢者医療被保険者証一部負担金の割合は毎年8月1日に見直します。判定内容は世帯の状況と前年の所得に対する住民税課税所得により判定(定期判定)されます。

一部負担金の割合

一般...1割

基準収入額適用申請書提出者も含む

現役並み所得者...3割

一般(1割負担)

同じ世帯にいる長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の被保険者

現役並み所得者(3割負担)

住民税課税所得145万円以上ある被保険者やその方と同じ世帯にいる被保険者

住民税課税所得とは、総収入金額から各種所得控除などを差し引いて算出します。

定期判定後一部負担金の割合が変わる方...新しい被保険者証を7月下旬送付。

一部負担金の割合に変更のない方...有効期限は平成22年7月31日までです。現在お持ちの被保険者証をそのままご使用ください。

一部負担金の割合に変更があった方...8月1日から新たな一部負担金の割合が適用されます。月の初めに医療機関などに受診される時には、窓口に一部負担金の割合の変更があった事を申出てください。

新しい被保険者証を受け取られた方は、必ず古い被保険者証はお返しください。

広域連合では、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)について、「東京

いきいきネット」で情報提供を行っています。

HP <http://www.tokyo-ikiiki.net>
健康年金課 ☎(☎460 - 9823)

子育て

児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届

現在各種手当を受給されている方(所得超過による支給停止の方を含む)には、7月末に「お知らせ」を送付しましたので、提出してください。提出がないと8月以降の手当が支給停止となる場合があります。

◆児童扶養手当

受付期間 8月3日(月)～31日(月)

◆特別児童扶養手当

受付期間 8月11日(火)～31日(月)

子育て支援課 ☎(☎460 - 9840)

ファミリー・サポート・センター ファミリー会員登録説明会

時・場 8月22日(土)午前10時～正午

保谷保健福祉総合センター

必要なもの 保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚、印鑑、80円切手1枚(会員証郵送用)

☎説明会前日の午後5時までにファミリー・サポート・センター事務局へ(☎438 - 4121)

子ども家庭支援センター(☎425 - 3303)

高齢者支援

「75歳以上生活状況調査」にご協力を

いつまでも安心して生活が続けられるようにすること、緊急時の対応を速やかに行うことを目的に生活状況調査を行います。

この調査をきっかけに顔見知りになり、気軽に相談していただけることを目指しています。

なお、対象者には事前にはがきでお知らせし、8月に「生活状況調査票」を郵送します。

ご理解とご協力をお願いします。
☎3月31日時点で75歳以上の方 訪問回収

9月1日(火)～11月30日(月)

訪問者 民生委員(民生委員欠員の地域は、地域包括支援センター職員・社会福祉協議会職員または市職員)

高齢者支援課 ☎(☎438 - 4029)

敬老行事に補助金を交付

市では、9月の敬老月間内に、地域の高齢者の個人・地域団体の方々の企画・参加により行われる敬老行事に、補助金を交付します。

☎敬老の行事として催しを行う個人・地域団体 ☎

期間

9月1日(火)～30日(水)(敬老月間)

対象事業

「敬老」の文字が入った敬老行事で、市内70歳以上の方が15人以上参加するもの(ハイキング、カラオケ

大会、食事会、囲碁将棋大会、観劇会 ☎)

補助金額

1行事に対して上限2万円

☎8月3日(月)から行事開催の2週間前までに、高齢者支援課、各出張所、各福祉会館、各老人福祉センター、老人憩いの家(おあしす)の窓口にある交付申請書に必要事項を記入し、高齢者支援課(両庁舎1階)へ

申請は1回限りです(特別養護老人ホームなどの事業者が主催する行事は除く)

高齢者支援課 ☎(☎438 - 4028)

高齢者支援課 ☎(☎438 - 4028)



福祉

◎心身障害者医療費助成制度 各種手当・助成制度の所得限度額および現況届

いずれの制度についても前年度と変更はありません。申請前にさかのぼっての制度の適用はありませんので、今回新しく対象になるとと思われる方は申請してください。

◆◎心身障害者医療費助成制度

提出期限 9月30日(水)

◆各種手当・助成制度

提出期限 8月31日(月)

(重度手当は11月中)

障害程度、年齢制限等各種の要件があります。詳細は問い合わせを。

所得限度額

◎心身障害者医療費助成

心身障害者手当 自動車燃料費助成

タクシー料金助成 (単位:円)

税法上の扶養人数	障害者本人 (20歳未満の方は扶養義務者 ☎)
0人	3,604,000
1人	3,984,000
2人	4,364,000
3人	4,744,000
4人	5,124,000

特別障害者手当 障害児福祉手当

税法上の扶養人数	障害者本人	配偶者および扶養義務者
0人	3,604,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000

各種控除後(手当・助成用の控除額)の金額で判定

◆現況届 特別障害者手当等・重度心身障害者手当受給者の方に対して、現況届の用紙を送ります。期限内の提出をお願いします。

提出期限 8月31日(月)

障害福祉課 ☎(☎438 - 4035)

心身障害者タクシー料金助成

従来のタクシー利用券の有効期限切れに伴い、新しいタクシー利用券

「定額給付金」「子育て応援特別手当」の申請はお済みですか? 申請期限は、10月13日(火)(消印有効)までです。お早め!
定額給付金担当 ☎(定額給付金専用ダイヤル ☎421 - 2202) 子育て支援課 ☎(☎460 - 9840)